

噴火時等における具体的な防災対応(福井県側)

・噴火警戒レベル毎の県・各市の体制、登山道等の規制、登山者等の避難について、次のとおりとする。

レベル	県・市の体制			登山道・道路規制		施設の閉鎖	登山者対応	住民避難
	県	大野市	勝山市	規制実施主体	規制箇所			
1	【通常体制】	【通常体制】	【通常体制】	規制なし		-	・必要に応じて火山情報の提供	住民避難なし
2	【注意配備体制】 ○危機対策・防災課:担当職員	【注意配備体制】 ○防災防犯課:担当職員	【注意配備体制】 ○総務課:担当職員					
3	【注意配備体制】 ○危機対策・防災課:担当職員	【注意配備体制】 ○防災防犯課:担当職員	【注意配備体制】 ○総務課:担当職員					
3 (拡大)	【警戒配備体制】 ○危機対策・防災課、関係課: 担当職員	【警戒配備体制】 ○防災防犯課、関係課:担当職員	【警戒配備体制】 ○総務課、関係課:担当職員	(登山道) ・大野市	・六本檜	-	・規制箇所内の登山者の 避難誘導 ・規制箇所での立入禁止 ・登山口等での規制周知	
4	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-

登山道の規制

噴火警戒レベルに応じ、次の点に留意し、規制を実施

- ・登山者の安全確保のため、登山口、登山分岐点など登山者にとってわかりやすい箇所において規制を実施
- ・観光ポイント(名所や眺望・景観が良い箇所等)、登山道の周遊性を確保できるよう規制箇所を設定

※レベル1の状態においても、地震活動の高まり等を確認した場合においては、注意喚起や想定火口域内(の一部)への立ち入りを規制することがある。

※レベル2以上においては、火山性地震による落石等を考慮するなどにより、状況に応じてあらかじめ定めた範囲を超えて登山道、道路の通行規制を実施する場合もある。